小倉記念病院で研修をうけた看護師が特定行為を実施しています

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修」制度に基づき、看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が、医師の指示を受け、特定の医行為を実施することがあります。

- ●病院で認定された手順の沿って、患者さんの安全の確保を最優先し、 担当医・指導医師等の助言や指導を受けて実施しています。
- ●患者さんおよびご家族は、看護師が特定行為を実施することを 拒否することができます。また、拒否したことを理由に治療および 看護上不利益を被ることはありません。
- ●特定行為に関する問い合わせがある場合には、担当する医師または 看護師もしくは下記相談窓口にお声かけください。

みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます

患者相談窓口

場所 : 医療支援総合サービスセンター (2階 7番)

対応時間:8:10~17:00 (土日・祝日を除く)

担当部署:看護部 看護管理室